

## 福島市総合戦略検証会議設置要綱 (案)

## (設置)

第 1 条 市の人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略等」という。）に係る施策の検証を行うため、福島市総合戦略検証会議を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略等に係る施策の検証に関すること。
- (2) その他本市の地域活性化に係る施策の検討に関すること

## (組織)

第 3 条 会議は、別紙の委員をもって構成する。

- 2 会議には座長を置き、市長が指名する。
- 3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (会議)

第 5 条 会議は、必要があると認められるときに市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (庶務)

第 6 条 会議の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

## (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 日から施行する。

別紙（第3条関係）

福島市総合戦略検証会議 委員名簿

	分野	所属
1	産	タカラ印刷株式会社
2	学	福島大学
3	学	福島学院大学
4	金	株式会社東邦銀行
5	金	株式会社日本政策投資銀行東北支店
6	労	連合福島 福島地区連合会
7	言	株式会社エス・シー・シー